

令和5年度物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業【拡充分】 (申請の手引き)

■電子申請フォーム（障害福祉施設）

<https://f7948db3.form.kintoneapp.com/public/kobe-bukkakoutou-syogai>



■問い合わせ先

神戸市物価高騰支援事務局

電話：050-5526-2234（専用コールセンター）（平日 9:00～17:00）

Eメール：kobe_fukushisien@os.tempstaff.jp

※基本的にはお電話でお問い合わせいただき、お電話でのお問い合わせが難しい場合はメールにてお問合せください。

■申請受付期限

令和5年12月31日（日）まで（入力完了・必着）

■神戸市ホームページ

URL https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/syogai_bukka.html

ホーム>事業者の方へ>各種業種へのご案内>障害福祉事業>国・県・市からの通知>物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業（障害福祉サービス）

1. 事業概要

コロナ禍以降の光熱水費や食料品費など物価高騰の影響が長期化し、依然として福祉施設・事業所等に広く及ぶ一方で、介護報酬等の改正はなされておらず、利用者からの徴収にも制限がある中で、事業者の運営に影響が生じています。神戸市では、昨年度に引き続き緊急的な支援を実施し、福祉サービス事業所の喫緊の運営課題に対応することで、市民への安定的なサービス提供の確保を図ります。なお、この事業は、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した事業です。

2. 対象事業所

以下の要件を満たす障害福祉サービス事業所

- ①申請日時時点で事業運営（サービス提供）を行っていること
- ②令和5年12月1日までに事業開始した事業所であること

3. 給付金の対象経費

対象事業所が負担している①光熱水費、②食料品費、③消耗品費

*前年度実績との比較にかかわらず、上記の経費に充当することができます。

4. 給付要件・給付額

(1) 対象施設と給付金の基準額

【入所・通所系サービス】

区分	サービスの種類	給付金の基準額 ()は前回分
入所施設①	・療養介護	㊤ 1人あたり 120円/日 (1人あたり 90円/日)
入所施設②	・短期入所 ・施設入所支援 ・共同生活援助(グループホーム) ・宿泊型自立訓練 ・障害児入所施設 ・福祉ホーム	㊥ 1人あたり 80円/日 (1人あたり 60円/日)
通所施設	・生活介護 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型・B型) ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・地域活動支援センター ・日中一時支援	㊦ 1人あたり 40円/日 (1人あたり 30円/日)

【訪問系サービス】

区分	サービスの種類	給付金の基準額
訪問系	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・就労定着支援 ・相談支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・訪問入浴サービス	1事業所(※)あたり 50,000円 (変更はありません。)

※ 事業所番号が同一の場合「1つの事業所」として給付します。

※ 「障害児相談支援」を併設する相談支援事業所は、「障害者の相談支援事業所」の事業所番号でのみ申請可能です。

(2) 給付額の算出方法 **※入所・通所施設のみ**

以下①②のいずれか金額の多い方の額を給付額とします。

①	1事業所あたり 50,000 円
②	次の【計算方法 (a・b)】により算出した額

【計算方法】

a) 令和5年5月までに事業開始した場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{令和5年6月1日～30日の} \\ \text{延べ利用者数} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{サービスごとの} \\ \text{給付金の基準額} \\ \text{(上記④～⑥参照)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{12か月} \\ \text{(※1)} \end{array}}$$

※1 令和5年5月1日から令和5年5月31日までに事業を開始した場合は11か月

b) 令和5年6月1日～令和5年12月1日に事業開始した場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{事業開始月または翌月の} \\ \text{1日～30日(※2)の} \\ \text{延べ利用者数} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{サービスごとの} \\ \text{給付金の基準額} \\ \text{(上記④～⑥参照)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{事業開始月から} \\ \text{令和6年3月までの月数} \end{array}}$$

※2 当該月の実際の日数にかかわらず、1日～30日の30日間を計算対象とします。

(3) 注意事項

- ・入所施設①②においては、入院・外泊など利用者が施設以外の場所で過ごす場合はカウントせず、利用者が実際に施設を利用した日をカウントしてください。なお、入所日及び退所日は利用日としてカウントできます。
- ・通所施設においては、在宅利用や施設外就労など利用者が事業所に通所していない場合はカウントせず、利用者が実際に事業所に通所した日をカウントしてください。また、利用時間に関わらず、利用があった日は「1」でカウントしてください。
- ・施設入所支援と生活介護など、同一の事業所で複数のサービスを提供している場合、サービスの種類ごとに申請が必要です（児童発達支援及び放課後等デイサービスを併設している場合は除く）。

(4) 延べ利用者数について **※追加の変更申請の事業所のみ**

- ・1回目の給付を受けている場合、申請の基準となる「延べ利用者数」は前回と同人数となります。
- ・前回申請時の人数に誤りがあった等の理由により人数を修正する場合は、変更申請フォームの「給付金の金額（変更後）」の延べ利用者数を正しい数値に変更し、申請してください。

5. 申請方法

(1) 電子申請（初回の場合）

【申請フォーム URL】

<https://f7948db3.form.kintoneapp.com/public/kobe-bukkakoutou-syogai>



- ①上記の URL より必要事項を入力し、「確認」 ボタンをクリック
- ②申請内容を確認し、変更がなければ、申請内容の印刷し、お手元で保管してください
- ③印刷ができれば、「申請」 ボタンをクリック
- ④送信後、受付完了メールが届きますのでご確認ください。

(2) 電子申請（追加の変更申請の場合）

1 回目の申請の際に、入力いただいたメールアドレス宛に申請方法の案内を送付します。

そのメールに記載の手順に基づき、変更申請をお願いします。

※「変更申請」の案内は、追加給付が発生しない事業所にも送付されます。ご了承ください。

※書面申請

- ・ペーパーレス化推進の観点から、可能な限り電子申請による申請をお願いしていますが、電子申請が難しい場合は、書面による申請も受け付けていますので個別にご相談ください。

6. 申請期限

令和5年12月31日（日）（書面申請の場合は、令和5年12月28日（木）必着）

7. 給付の決定及び給付金の支払い

- ・申請受理後、内容を審査し、「決定通知書」の交付について、メールにてご案内します。
- ・給付が決定した場合、下記の口座へ給付金を振り込みます。
 - ① 兵庫県国民健康保険団体連合会へ報酬請求している事業所
兵庫県国民健康保険団体連合会から情報提供を受けた金融機関の口座
 - ② ①以外の事業所
申請フォームに入力された口座

8. 実績報告

- ・今回の給付金は、全額を光熱水費・食材費・消耗品費など福祉施設等の運営に必要不可欠な経費に使用してください。
- ・年度末に給付金が対象経費に充てられたことを確認するため実績報告（電子申請）をしていただきます。詳細については別途お知らせいたします。

- ・なお、令和5年度中に事業を休止・廃止する場合についても実績報告が必要ですので、必ず上記の問い合わせ先へご連絡ください。
- ・実績報告により給付金に残余が生じた場合は、精算（返還）いただく必要があります。

参考：申請フォーム（初回の場合） 各項目の入力方法

《申請ステータス》

- ・「R5年度初回申請」を選択してください。

《サービス区分》

- ・【**選択**】サービス区分の【**確認**】ボタンをクリックし、表示のリストから該当のサービスを選択してください。
- ただし、障害児の通所施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）及び訪問系サービスの事業所は事業所番号が同一の場合、一括で申請してください。

《事業所番号》

- ・【**検索**】事業所番号の欄に10ケタの事業所番号を入力し、Enterを押下（もしくは【**確認**】ボタンをクリック）し、表示された一覧から該当する事業所（サービス種類も一致するもの）を選択してください。
- ・一覧に表示されない場合は、「事業所番号手入力」にチェックを入れ、「事業所番号（手入力）」の欄に変更されるので、その欄に入力してください。

《法人名、事業所名、事業所の郵便番号・所在地》

- ・事業所番号の検索により事業所が選択できた場合は、自動表示されます。
- ・「事業所番号手入力」にチェックを入れた場合は、すべて手入力してください。

《事業所の代表者（役職名・氏名）》

- ・「事業所の代表者（役職名・氏名）」の欄に、役職名と氏名を手入力してください。

《給付金計算（収支予算書）》

- ・選択したサービス区分により入力する欄が表示されます。
- ・入所施設及び通所施設は、「単価」が自動表示されますので、「月数」と「延べ利用者数」を入力してください。
- ・訪問系サービスは、「単価」が自動表示されます。

入所施設・通所施設

《月数》

- ・令和5年4月以前に事業を開始した場合は、12（か月）となります。
- ・令和5年5月1日から令和5年10月1日の間に事業を開始した場合は、開始月から令和6年3月までの月数を入力してください。

《延べ利用者数》

- ・令和5年5月以前に事業を開始した事業所は令和5年6月の延べ利用者数を入力してください。
- ・令和5年6月1日～令和5年12月1日に事業開始した場合は、事業開始月または翌月の1日～30日の延べ利用者数を入力してください。

訪問系サービス

《給付金の単価》

- ・複数のサービスを実施している場合であっても、1つの事業所番号で申請できるのは50,000円です。

《受給要件の確認》

- ・表示されているチェックボックスに必ずチェックを入れてください。
- ・兵庫県国民健康保険団体連合会へ報酬請求している事業所は、兵庫県国民健康保険団体連合会から口座情報の提供を受けて支払いますので、申請フォームに口座情報を入力いただく必要はありません。
- ・上記に該当しない事業所（福祉ホーム、日中一時支援事業、地域活動支援センター、訪問入浴サービス）は、申請フォームに口座情報を入力する欄が表示されますので、法人名が入っている名義の口座情報を必ず入力してください。

《担当者氏名・電話番号・メールアドレス》

- ・申請内容について確認できる方のお名前と連絡先を入力してください。
- ・連絡が取れない場合、審査が完了せず給付金の支払いができませんので、なるべく日中に連絡がとれる担当者名・電話番号を入力してください。
- ・審査結果等を申請フォームに入力されたメールアドレスに送付しますので、担当者等の変更があった場合などでも、必ず確認できるメールアドレスを入力してください。

《特記事項》

- ・以下のような場合に入力してください。
 - ①事業所の廃止予定がある場合
 - ②前回送信した未審査の申請内容を修正する場合
 - ③年度途中で新規開設した など

《申請内容の保存》

- ・申請フォーム入力後、確認画面にて申請内容を確認のうえ、ブラウザの印刷機能により申請内容を保存してください。

※申請内容を修正する場合

- ・申請フォームにアクセスのうえ、申請ステータスで「再申請（修正）」を選択し、前回申請時の受付番号を入力してください。
- ・その後、新規申請の際と同様に必要事項を入力してください。

参考2：申請フォーム（追加の変更申請の場合） 各項目の入力方法

※追加申請の方法については、11月1日以降、初回の申請の際に入力されたメールアドレス宛に申請方法のご案内を送付しますので、そちらをご確認ください。